

〈橋本市〉

- ・常勤従業者として登録する場合、雇用を証明できる下記の書類が必要です。

① 社会保険に加入している事業所

- 「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の原本又は写し
- ※ **法人及び常時5人以上の従業者を雇用している個人事業所**においては、常勤従業者は社会保険に加入する必要があります。

② 常時雇用している従業者が5人未満の個人事業所で社会保険に加入していない事業所

- 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し

雇用保険に加入できない者

- 賃金台帳
- 所得源泉徴収簿の写し又は住民税特別徴収税額の通知書

ただし、個人事業者の同居の親族については、上記のほか確定申告書の『事業専従者に関する事項』欄にその記載がある場合は、所得税確定申告書第1表又は第2表

③ 後期高齢者医療保険被保険者

- 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し